近世農村における身分的階層制と村方騒動 ――美濃地方の個別的事例の分析――

丹 羽 弘

はしがき

幕末維新期を一つの「変革期」としてとらえ、幕藩封建体制の解体から、 わが国特有の原蓄過程の推転を解明しようとする場合、その内包する諸矛盾 を、生産関係や階級配置の面から究明し、権力との対抗——その変革の主体 を明らかにすべきである。その場合、農民闘争の、それぞれの段階で持つ性 格と役割の分析が不可欠のこととなる。

この時期における農民闘争として、百姓一揆が先ず第一にとりあげられるのは当然のことである。しかし、既に津田秀夫氏を始めとする諸先学によって指摘されている如く、この闘争を広汎な地域において支えていたとみなされ、封建的共同体を逐次解体へと追い込んでいった、いわば、封建農村の日常的闘争ともいうべき村方騒動の意義、役割もまた看過し得ない重要性を持っている。

最近、百姓一揆に関する研究を集大成された青木虹二氏は、幕末期の農民 闘争を個別分散的な闘争と要約し、「慶応二年の時点でさえ、岩代の信達一 揆以外はモッブ」であるとして、直接、権力の打倒を指向する方向へ進まな いもろさを持っていたとみなされている。果してそのように断言できるであ ろうか。伊藤忠士氏の分析にみるように、一見無法則的にみえる無数の村方 騒動にも、それぞれの歴史的段階で持つ性格と役割を検討するとき、そこに は、幕藩制的村落支配解体の方向をみとることができるのではなかろうか。

旧稿において、「美濃縞地帯」における綿業の展開過程を、その生産と流 通の両側面より分析を試みた。本稿では、「美濃縞地帯北部」に属する1村 ――美濃国厚見郡下佐波村――を素材とし、そこでの身分的階層制――頭分 制一一と、天保初年の村方騒動についてみていくこととする。下佐波村をと りあげたのは、もとより史料的便宜によっている。しかし、ここでの村方騒 動が、身分的差別をめぐる対立、抗争から、村落支配のあり方に反対して村 役人を排撃し、更に年貢不納同盟という形をとって闘われたことは、前述の 幕藩制的村落支配解体の視角から、意義があると考えたからである。

紙面の制約上,ここでは,主として天保期までの分析にとどめ,それ以後 の幕末維新期に関しては、別の機会に発表したい。

- **註**(1) 津田秀夫「封建社会崩壊期 における 農民闘争の一類型について」(『歴史学研 究』第168号)
 - (2) 青木虹二『百姓一揆の年次的研究』
 - (3) 伊藤忠士「一八世紀末における村方騒動と村落支配」(『日本社会経済史研究』 近世編)
 - (4) 拙稿「近世後期における農村工業の展開過程」(『岐阜経済大学論集』第1巻第 1号)

I 下佐波村の概況

本稿で分析の対象とする下佐波村(現在,岐阜県羽鳥郡柳津町)の概況を明ら かにしておきたい。

本村は,木曽川と長良川に挾まれた輪中地帯に位置し、村の東側を流れる 境川を境界として美濃縞地帯北部に属し、 等松の西約1里、 岐阜の西南約2 里半の地点にある。

第1~4表は、明治14年佐波村(上・中・下佐波村合併)、第5表は、明 治12年下佐波村の統計である。これらの諸表より、本村は田の多い平場農村

第1表 土地, 戸数, 人口

地	n de	目	面	積 (反)	地	価(円)
	田		2	,002	79	,737
	畑			597	26	,143
宅		地	54	243	12	,960
そ	0	他	12	105		801
戸		数	367	軒(他)	こ社7,	寺4)
人		П	1,662	人		

第3表 主要労力価(日給)

農夫	大 工	屋根葺	桶 職	機織
28銭	30銭	30銭	32銭	15銭

第2表 所有地券

人数(人)
45
45
47
40
16
11
13
5
4
2
2
0

第4表 主要物產

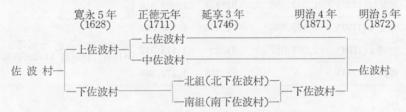
	*	4	1,897石	旅行	豆	5石
	大	麦	442 //	大	根	13,000貫
	小	麦	146 //	*	展	2,800 //
	裸	麦	38 //	芋		18,000 //
	專	芝	28 //	藍	葉	250 //
	WW	WK N	127 //	葉烟	亜草	33 //
	利	早	62 //	糸	帛	4,900斤
	蕎	麦	22 //	菜	種	37石
	蜀	黍	35 //	種	油	14//
	大	豆	91//	種	粕	2,310枚
	小	豆	16 //	結功	成縞	1,850反
	蚕	豆	21 //	栈行	習稿	3,680 //
-		10-202	To particular to be		NA PA	

第5表 下佐波村営業

営	業	戸数	備考 (兼業)
結城紀	高卸売	10	内2,小壳
同	小売	1	雜商
綿	11	1	11
古 ء	音 商	1	
穀物		5	内1,油卸·小壳
小間物	加印売	1	
同	小売	4	
清酒	醸造	1	清酒荷売
鳥獣	肉商	4	内1,煮壳
菓子同	卸売小売	1 5	雜商 内 2 , 雜商
魚	4 / 4	1	
油	卸売	1	肥料小売
古道	具商	2	内1,雜商
塩	小売	1	雜商
薪	11	1	11
遊	芸	3	
質	屋	1	
雜	商	2	

であること、商品生産としては桟留、結城縞製造が中心であること、機織の日給による「労力価」が定められている(厚見郡近隣村で17ヵ村)ことより、この地方で雇傭労働がかなり一般化していたこと等を知ることができる。また第5表より、綿業関係を筆頭とする社会的分業の進展は、農村の封建的自給体制をかなり広汎に崩壊させており、米穀、小間物、菓子、肉、魚、塩、油等の生活必需品商人の出現は、脱農化しつつある農民乃至賃労働の一定度の存在を推測させるであろう。

以上は、明治初年の概況をみたのであるが、近世における歴史的変遷はどうであったか。本村は、慶長6 (1601) 年,奥平信昌が加納城主に封ぜられて以来幕末まで加納藩領に属し、その分村、合併は次の如くである。



(明治30年高桑村合併,現在は柳津村と合併し,羽島郡柳津町となっている。)

下佐波村は、延享3年より明治4年まで、南・北両組にわかれ、村方役人 も別に立てているが、それは村落内部の問題で、領主支配としては1ヵ村と みなされている。

第6表は、本村の村高変遷を示すものであるが、寛永5年分村時の「御拝領本高」1,056.5石から、寛文13年の「松平丹波守検」1,356.235石と約半世紀に300石程増加している。これに対して、宝暦4年の「安藤対馬守検」では、総高において約180石を減少させて幕末に及んでいる。

第7表は、宝暦4年の村高内容である。総石高1,178石余に対し、田高755 石余、水田化率は64.1%である。下、下々田が比較的多く、更に「川原田」 の存在は、生産力の不安定な輪中地帯の特色を示している。この点について は、貢租及び村入費等をみることにより、一層明確となるが、ここでは貢租

第6表 下 佐 波 村 村 高 変 遷

年 代	本	高	新田高	総 i	高	備	考
寛永 5 (1628)	1,056	5	石	1,056.5		御拝領本高, 石の分村	佐波村 2,113
// 12(1635)	1,267.	2675	27.5585	1,294.8	326	大久保加賀守シ」238.326石	検地「亥打出 i
寛文 4 (1664)	1,199.	464	186.84	1,386.3	304	「坂牧分」,「	辰改新田 」増
// 13(1673)	1,277	323	78.912	1,356.	235	松平丹波守検	地
宝永 3 (1706)	1,265	973	92.338	1,358.3	311		
// 6 (1709)	1,265	898	"	1,358.2	236		
正徳元(1711)	1,290	2453	"	1,382.	5833		
享保14(1729)	1,293	358	92.458	1,385.8	816		
元文 4 (1739)	1,265	898	92.466	1,358.3	364	0.000	
宝暦 4 (1754)	1,097	087	81.23	1,178.	317	安藤対馬守検. 811石,新田高	地 本高 168. 语 11.236石減
寛政6 (1794)	11		82.278	1,179.3	365		

第7表 宝曆4年村高内容

\		本			田				新			田	
	1000	田		134-19	畑		7,8		田			畑	
地種	石高	面積	石盛	石高	面	積	石盛	石高	面積	石盛	石高	面積	石盛
上	石 214.118	反 142.7135	1.5	190.786	反 158.	9265	1.2	石	反		石	反	
中	193.57	148.9	1.3	96.445	96.	4135	1.0	6.58	5.0185	1.3	0.292	0.2275	1.0
下	171.805	156.126	1.1	43.311	54.	1115	0.8	39.391	35.803	1.1			
下々		102.4165							18.804	0.9	10.675	17.7275	0.6
川原田下	8.313	11.8225	0.7	屋敷 66.042	55.0	0105	1.2						
川原田下々	12.706	25.4035	0.5										
計	692.722	587.522		404.365	377.	5225		62.904	59.6255		10.967	18.025	

^{(1) 「}検地水帳」による。

^{(2) 「}立野高」7.359石は除かれている。

関係について簡単にふれておこう。この村は、前述の如く輪中地帯に位置し て水害が頻発し、豊凶常なく、恒常的な生産高は期待し得ない。したがって 近世を通じ定免法は適用されず、本田高については、18世紀初め、宝永期頃 より幕末まで、毛付高に対する「願免」0.43と定められている。現在判明し ている「御物成割付」92ヵ年の内、本田毛引高が300石以上21、500石以上 6,800石以上4を数えており、この地帯における水害の影響の激しさが推 測されよう。

かかる事情がこの地帯の耕種農業を不安定ならしめ、貧窮農民の「年貢ノ 足シ」として、綿業を展開させる一因となり、やがて18世紀半ば以後、綿業 が本格的な発展を遂げたことについては、旧稿でみたところである。

第8表は、宝暦4年の田畑作物を示したものである。本村における綿織業

第8表	宝	曆	4	年	田	畑	作	物
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

	面積	作付	作	物
田	反 647.2175		1分一丹後, 弥六, 2分一餅, 志らは 7分一ちこ花落	こぼれ,赤志け
畑	395.6175	両毛作	麦,菜種(少々) (夏作)稗,栗,黍 大豆,小豆,荏,大	

- (1) 下佐波村「鑑帳」による。
- (2) 田畑作物については、享保14年、寛保2年「差出帳」の記載と 同様である。
- (3) 「こやしの之儀干鰯油粕馬屋こゑ灰此類遣申候」(享保14年, 寬保2年)。
- (4) 正徳元年, 馬数34 (「差出帳」)

の起源について は不明であるが 畑作物の木綿に ついて、「萬日 記帳」によれば 「安永六 (1777) 酉年畑方麦夏秋 諸作無難, 別而 生綿甚克壹畝歩 二付、ほし己た 拾斤る拾弐三斤

迠ふく近国各宝作」と記載しており、この頃かなり盛んであったことがわか 30

第9表は、寛文13年における農民土地保有別階層構成を示すものである。 他村との出入作、特に他村よりの入作が多い。2町以上保有農民は10人で、 総数の7.7%, 総面積の 30.7%を保有している。5 反未満層は50.4%で, 総

	反 0 1 3 1 3 5	5 7 10 15 		計	面 積 最高保 2 町以上 他 村 有面積 保 有 率 入作率
下佐	33 20 12 65	11 15 13 15 26 28	5 3 1 1	100	反反 1,021.154.103 30.7%
波村	50.4%	20.2 21.7 % % 41.9%	7.7%	129	1,021.154.103 30.7% (313.426)
他村入作	14 11 4	2 2 1		34	80.2 12.2 7.3%

第9表 寛文13年農民土地保有別階層構成

石 反 (1) 「検地水帳」による。 (2) 村高1277.323面積1101.312

数の半ばを超えている。後述するように、この地帯では、万治一延宝期頃よ り、本百姓の一般的形成がなされたと推測されるので、2町以上層は、殆ん ど何らかの意味で中世末土豪の系譜を引く初期本百姓として、下人を使用す る手作経営を行なっており、5 反未満の零細土地保有者のなかには、隷属農 民としての下人名子的存在から新本百姓に上昇した農民が含まれているもの と思われる。

その後、幕末期における本村の商品生産、農民層の分化、農民諸階層の存 在形態等の分析は、別の機会に譲ることとして、以上で下佐波村の概況を終 えるの

- 註(1) 本村に関する主な論稿には、次の如きものがある。 中村哲「幕末期における農村工業史の展開」(『日本史研究』28号) 松本平治「近世美濃における農村社会構成について一頭百姓考一」(『岐阜史学』 18号),同「頭百姓補遺」(『岐阜史学』12号)
 - (2) 拙稿「前掲論文」第1図参照
 - (3) 明治14年調整『厚見郡各村略誌』(岐阜県立図書館蔵),明治12年度「下佐波村 営業鑑札税取調帳 | (羽島郡柳津町青木久太郎家文書, 岐大博文館蔵) 以下特に ことわらない限り, 同家文書による。
 - (4) 厚見郡日置江村の場合,正徳2年~天保12年の免状66通によれば、「500石以上 収穫なきため毛引した年は17回、小さな水災は連年であった。」(松本平治「前掲 論文 ()

- (5) 拙稿「前掲論文」第Ⅰ·Ⅱ節
- (6) 下佐波村の出入作

\	1	享保 14 (1729)	年	寛保	2 (1742)年	宝暦 4 (1754)年
出	作	52. 52. 683 (3 ヵ村,	19人)	27. ^Æ	169(2カ村)	不	明
入	作	198. 1551(5カ村,	58人)	230.	533(8ヵ村)	111万5	(9ヵ村)

享保14年, 寛保2年は「差出帳」, 宝暦4年は「検地水帳」による。

Ⅱ 美濃における身分的階層制──頭分制──の歴史的意義

近世における美濃地方では、従来幾多の先学により指摘されてきたように 頭百姓・脇百姓という農民間の身分的差別が家格により固定化され、いわゆる「頭分制」と呼ばれる身分的階層制が、幕藩体制下の封建的共同体の支柱と なり、村落支配を実現し、封建的秩序を維持するものとして存在している。 それは特定の姓を持つ頭百姓が、村役人の地位を独占することによって村落 支配権を掌握すると共に、日常的な家作、神事仏事、冠婚葬祭、服装等に及 ぶ諸特権を持ち、脇百姓と通婚、加担せず、排他的な同族集団を結成し、そ うした階層的身分差別を「村法」によって制度化している。幕藩領主は、こ の頭分制を擁護、利用し、村役人層としての頭百姓を掌握することにより農 民支配を進めると共に、財政的にもかなりの部分を彼等に依存している。

「村法」は、「郷例」、「村規矩」、「村格」などとも呼ばれ、近世封建村落の 自治的規約である。当地方においては、年貢や村入費、入会地の草刈を始め 村落生活全般を規定する、全国に普遍的な一般的村法も存在するが、寧ろ上 記頭分制に関する農民層内部の階層的身分差を規定する村法に特色がある。

近世封建社会が身分制を基礎として形成された身分階層社会であることから、農民間の身分的差別は全国的にみられるところであるが、当地方の特徴は、その存続の根強さと普遍性に求められる。即ち頭分制は、広く「村法」問題として意識化され、それをめぐる諸闘争が幕藩体制解体過程における普

遍的な農村問題たり得たところに、当地方の特殊性をみることができるとされている。

こうした頭分制が、特に近世美濃地方に強固に存続した理由についての定説はない。従来主としてとられてきた見解は、当地方に行なわれた小藩分立政策のため、領主権力は弱少であり、したがって行政財政面において頭百姓層の強力な支持を必要としており、頭百姓は村役人という統治機構の末端につらなって領主権力に癒着し、頭分制という身分的階層制を強固に存続させたというのである。しかし、小藩分立政策は全国的にみて美濃地方のみに限らないし、また当地方においても、頭分制は小藩のみでなく、幕領、尾州領にも広く存在していることから、必ずしも領主権力の弱少のみに求められない。このほかに、美濃北部では、頭百姓層が共同体的規制の重要な一環としての旧・新用水管理権を掌握し、南部の輪中地帯では、治水工事に彼等の援助を絶えず必要としたことなどがあげられるが、かかる見解とても、当地方のみに限ることはできないであろう。要するに以上のような諸要因が複雑に絡みあって、頭分制は、幕藩封建体制下の当地方の共同体農民に自明の理として意識されてきたものと思われる。

頭百姓の由来については、「郷土」、「太閤検の高請人」、「草分け百姓」などとされるが、何れにしても、中世末以来の土豪に系譜をひくものとみなされる。他方土豪による中世的農奴主経営のもとに隷属していた下人層が独立本百姓化し、他地方からの移住者等を加えて脇百姓層を形成してくる。かくして当地方では、略々万治一延宝期頃より、頭・脇百姓による頭分制という身分的階層制を中核とする近世村落が成立してきたとみなしてよいであろう。その後、農業技術の改良、新田開発、農業生産力の発展は、商業的農業を展開させ、農民層の分化を促進することとなり、経済的に、頭・脇双方にわたっての上昇と没落とが現出してくる。こうして18世紀半ば以降、脇百姓の経済的地位の向上に伴なって、村法をめぐる頭・脇の対立抗争をひき起している。殊に化政期から天保期にかけての封建危機の段階では、頭分制も大

きく動揺し、脇百姓の村法違反、更には村政改革を要望する村方騒動が頻発 するに至っている。

これまでみてきたように、頭分制が幕藩制的村落支配の実現形態であると するならば、そこにみられる村方騒動は、たとえその後、新たな頭百姓を生 み出すことによって頭分制が温存されたとしても、幕藩封建体制を解体に向 わせる役割を持つものと意義づけることができるであろう。

- 註(1)美濃の「頭分制」に関する主な論稿には次の如きものがある。 松本平治,伊藤忠士「前掲論文」,『岐阜県史』通史編近世上,『同』史料編近 世四, 吉岡勲『岐阜県の歴史―近世―』, 『笠松町史』上巻, 『羽島市史』第1 巻等。本稿もこれらの諸論稿におうところが大である。
 - (2) 下佐波村の頭分制について、領主より下問されたとき、本村頭分惣代は次の如 く答えている。「村方制事神事仏事ニ付先立候儀幷ニ門駕籠ひさし是が頭分之仕 候事…脇百姓ハ何事ニ付目立候儀ハ為仕不申候 | (「諸事日記帳)
 - (3) 児玉幸多「身分と家族」(岩波講座『日本歴史』近世2)

Ⅲ 「村方制事」をめぐる主導権争いと頭・脇百姓の対立抗争

下佐波村の頭百姓には八姓があり、なかでも「村方制事」を独占的に主導 したのは、青木、小川、林の三姓で、特に頭分「三苗」と称している。前述 したように、寛永5年佐波村は上・下2ヵ村に分村しているが、同年下佐波 村では、1ヵ年2人宛の「廻り番庄屋」6人が任命されている。頭分三苗の うちでも中核的存在であった青木家は、土岐八郎頼香の一子寿永丸が天文13 年佐波郷に移住し、青木姓を称したことに始まるとされ、その3代目五左衛 門(正保3年卒)は、「以家筋庄屋役」についている。この「五左衛門」は前 記「廻り番庄屋」の1人と推定されるところから、おそらく頭分三苗が庄屋 役を独占して村政を支配し、彼ら頭分はすべて中世末以来の名主=土豪に系 譜を持つものとみなされる。

また、本村八幡宮は元和8年に創設され、その「宮番五左衛門代々預ル宮

106

守と申事別家=無之」、初代宮番(後に「火燈」と称す)の玄澄は、承応一万治の頃、「五左衛門世話」により尾州萩原から来ている。このことは、八幡宮が略々この時期に従来の青木姓の氏神的存在から、村の鎮守へと性格をかえたものと推測され、村社の管理権が頭分本家に属していたとみることができるであろう。

同じ加納藩領の近村日置江村では、万治2年、10才以上の総人数338人の5ち、「かどや」5人、「かどや下人」4人、「下人」17人、その家族を含めて48人の隷属農民がいる。「かどや」2、「下人」1を使用する半右衛門家は、2夫婦と隷属農民5夫婦、それぞれの家族をあわせて16人の労働力を持っている。太閤検地以来、小農自立政策がとられてきたとしても、近世初期、この地方においては、頭分本家の有力農民による中世的な農奴主的経営が行なわれていたとみることができるであろう。

ところで、前記「かどや」、「下人」などの隷属農民のうち、主家を離れて、「当村」、「他村」、「家中」等に奉公に出ている者8人、「ゆうふく」 (裕福) な者3人が存在していることは、農奴主的経営の解体、隷属農民の自立の方向にあったとみなされよう。当地方では、略々万治一延宝期頃より頭分本家は農奴主的土豪の形態を脱し、分家を出すことで経営を縮少しつつ一統の数を増加させ、他方独立した隷属農民及び他地方からの移住者等が脇百姓層を形成し、ここに頭分制を中核とする近世封建農村が成立したとみなされる。

前節でもみたように、その後の生産力の発展、特に18世紀半ば以後の綿業を中心とする商品生産の展開は、封建貢租の重圧、水害等の諸要因と相まって、頭・脇双方にわたっての農民層の分化を促進する。かくして近世中期以後頭分制は動揺し、特に化政一天保期にかけて村法問題が頻発している。天保期の村方騒動に至るまでの本村における村法問題は、頭・脇の対立抗争と複雑にからみ、それを底流として、寧ろ頭分相互の「村方制事」をめぐる主導権争いの性格が強い。

本村の頭分には、前述三苗のほかに、安田、則武、小河、山田、川田の五 姓があり、そのうち山田、川田両姓は出郷「坂牧・領毛」の村政のみを担当 している。したがって「村方制事」をめぐる主導権争いは、頭分三苗に対す る他姓の対立抗争となって現われている。なかでも最も激しい抵抗を繰り返 した小河姓の場合を中心としてみていくこととする。頭分制に関する村法問 題として、本村で起った最初の重視すべきものは、延享5一寛延元 (1748) 年の「丈七事件」である。脇百姓丈七が妻を駕籠で迎えたのに対し、三苗頭 分18人が、「村法猥成村方納リ不申」として村役人を介して領主へ訴え出た のが事件の発端である。宝暦4年の「検地水帳」によれば、下佐波村土地保 有農民230人のうち、2町以上層は8人であるが、丈七は、第10表でみる如

第10表 下佐波村農民土地保有面積

宝暦4 文政12 慶応元 農民名 別称, 相続人名 (1754)(1829)(1865)反 23.026 反 1.317 反 6.421 脇 4 to 百姓 27.013 7.318 0.720 喜太夫 頭 0.200 2.417 0.417 蔵 磯右衛門 作 1.628 紋右衛門 1.115 5.924 百 忠兵衛 8.525 10,929 七右衛門 忠兵衛次男,分家 姓: 0.409 0.115 0.115 庄 蔵 久兵衛 小 7.301 亚 留蔵, 助九郎 7.918 2.903 留 姓 1.803 兵 内 0.525 左次兵衛

く,2町3反余を 保有している。 このことから, 富農化した脇百 姓が建封的身分 差を無視し、頭 分を偽称してそ の特権を行使し たものと思われ る。丈七は諸入

費をいとわず歎願運動を展開しているが、三苗を除く頭分小河、安田、則武 一統を始め、村役人、代官に至るまで丈七支持を表明している。

特に、喜太夫等小河姓一統は、三苗に属しない庄屋助右衛門、組頭伊右衛 門と結託し, 丈七を親族であるとして強力に支持し, 更に「内縁」関係を利 用して隣村高桑村庄屋喜十郎、同組頭甚右衛門を丈七側の取纒人に仕立てあ げ、代官にとり入り、「村方呼寄…古来る紛無御座脇百姓之者共迠ニ堀氏日 置氏杯と申名字ヲ新ニ付頭分と書付……丈七義喜太夫忠兵衛一家分シ書付連 判取」り、領主へ歎願に及んでいる。

かくして危機に直面した 三苗側は、 日置江村庄屋孫三郎 などの 仲介を頼み、「丈七義古来&脇百姓相勤来無筋之者…… 假令何様之荷擔仕右喜太夫忠 兵衛一家分之由連判仕候迚モ…… 証跡ニ而も有之候哉 又ハ古来 & 頭分之格 式相勤申候義ニ而も有之候哉御吟味…… 村法相立申候様ニ」と再三追訴している。

この事件に対する領主側の裁決は、三苗側の全面的勝訴となっている。丈七は「脇百姓=被仰付候而大=御志かり」を受け、小河、安田、則武三姓は「頭分列外」となり、庄屋助右衛門、組頭伊右衛門は退役を命ぜられている。また高桑村庄屋喜十郎、同組頭甚右衛門は27日間の「へいもん」、その後甚右衛門は「ついほう」され、丈七側に加担した「代官六人なから退役」させられている。

ところで、この事件でみてきた、特に小河姓の根強い丈七擁護の運動の背後には、次の如き事態のあったことを認識しなければならない。「喜太夫弟伊兵衛と申者幼少ゟ岐阜材木屋与三右衛門=手代奉公致候而段々出世致番頭ニ成加納方商致し加納御屋敷方へ入込御役人衆へ旦那之金子を大分数年つかい 兄喜太夫ニ田地か己せ喜太夫幷ニ一家共(小河姓)ニロをきかせ 村方頭分ゟ仕置もなりかたく法外之事共出来候而こまり入……此度丈七儀もそれ故ニかごにのり御公邊ニ相成」ったというのである。即ち小河一統の伊兵衛は商活動に基づく財力により領主側に接近して代官を籠絡し、兄喜太夫に土地を購入させ(宝暦4年保有反別2町7反余、第10表参照)、こうして村内における政治・経済的地位を高めた喜太夫を始めとする小河姓一統は、「丈七事件」を契機として「村方制事」を独占的に支配していた三苗に対する頑強な反抗を試みたのである。しかしその敗北により、伊兵衛は「御屋敷へ入こみ不相成又其後岐阜材木屋与三右衛門方もしくじり」、丈七、喜太夫共に没落している(第10表参照)。

「丈七事件」以来, 「頭分列外」におかれていた三姓のうち, 安田, 則武

両姓は文政3年に「頭分同席」を認められている。小河姓は「其後も何事に よらす脇百姓に組し」て来たので、漸く文政10年に至り、「三苗之御衆中江 随身仕 | ること、「村方制事等出入 | に関する諸入費は、「頭分一同家別割 合之通速ニ出金」すること、「脇百姓江荷擔」しないこと、の3条件のもと に「趣意金」を出して「頭分同席ニ組込」まれている。

しかるに、その3年後から天保期にかけて、小河姓「作蔵(磯右衛門とも称す) 一件」が起っている。文政13年作蔵は、三苗を始めとする頭分の承認なく、 脇百姓市弥家と養子縁組を契約し、「市弥屋敷ニ隠宅と号庇付普譜致懸」っ ている。当時小河姓6軒のうち、七右衛門のみは「ケ成ニ相暮」していたが 他の多くは「困窮ニ而商ひ持」をしたり、「酒屋江奉公ニ」出ている。作蔵 もまた、小河一統内の不和もあって、前記脇百姓市弥 (宝暦4年保有反別4反 会)から「田をかり」、子供や諸入費の世話まで受けている程の窮迫振りであ ったので、市弥家との養子縁組は違約できないし、また「准頭中分之者」と 蔑視する安田・則武姓(註(5)参照)にまで「庇付家作之加判」を受ける必要は ないと主張している。これに対し三苗側は、養子縁組は脇百姓へ加担するこ とであり、「物頭分六苗之加判」のない「庇付家作」は村法違反であるとし て屈服させ、結局、貧困の作蔵助成の意味で、金2両2分の「無尽講取立」 てて,「庇も取拂養子も相止メ」させている。

天保2年に至り、再び作蔵は、小河一統の庄蔵、喜太夫と共に、文政10年 小河姓が頭分に組み込まれた際の「為書替置候証文面五ト五トニ認替」える か或いは「印形相除」かれたいと願い出ている。あくまで三苗と同格を主張 する小河姓の3軒が、前記「為書替証文」に記載した「三苗ラ御衆中江隨身 仕」るとの第1条件を撤回すべくひき起した訴願である。三苗側は、小河姓 一統の内部分裂をはかって、彼等3軒を「親類義絶」させ、「村方規矩」を 破るものとして、「頭分列外ハ不及申上脇百姓同様ニ被爲仰付」たいと領主 へ願い出て, そのように裁定されている。

この裁定に「請書」を出しながら、あくまで承服しない作蔵(磯右衛門)

は、天保3年、「私儀ハ村方ニ而相勝レ候系図之者ニ候得ハ加印相願可申頭分も無御座候間御願不申……押立門造立」している。村役人の提訴により、「門取拂……慎手錠村預ケ」となったが、翌4年、再び押立門を造り、「作方之義ハ地主茂兵衛圓右衛門彦四郎方之分ハ田畑共相返シ其余之分ハ作仕候様申置」き、子供の世話や仏壇売却の手筈まで整えて出奔している。作蔵出奔の目的は、「全能手寄御座候ハハ村方相手取不筋之儀共申立公事相工;可申存念」からであり、それは完全な失敗に帰しているとはいえ、「村方制事」をめぐる主導権争いの激しさを推測させるものである。

以上は、頭・脇の対立抗争と複雑に絡み合っての頭分相互の争い――主として三苗に対する小河姓の抗争――をみてきたのであるが、化政期から天保期にかけて、脇百姓による「庇付家作」などの村法問題が頻発している(文化、文政、天保期各4件)。このうち佐右衛門は、文化14年一旦取拂った「囲込竹瓦庇」を、姉聟の尾州藩家中高瀬四郎兵衛の権威を背景に再びとりつけている。この件について高瀬は村役人や加納藩代官にまで依頼しているが、代官は「……村方混雑いたし候之義ニ御座候ニ付無據及御断ニ」んでいる。

これまでみてきたような頭分他姓の「村方制事」をめぐっての頑強な反抗や、脇百姓による「村法」違反の続出に、三苗側は如何に対処したかをみておこう。第一は、三苗内部の団結と統制を強化していることである。脇百姓は勿論、他姓へ加担した者は「親類義絶……頭分列外」処分とするが、当時三苗内部においても没落する者があり、不和も生じているので、内部の「不和入組」を禁じて相互扶助を説き、「先祖の家筋を太切ニ」してその支配的特権的地位を自覚させ、日常行動を慎んで内部の団結を強調している。また「役目或ハ身上柄之者」=村役人層と小前頭分層とに区分し、「村役人并本家筋或ハ老分之者先達として」の内部的統制を強化している。第二は、「村方制事」を独占的に支配していくために、経済的基盤の確立につとめていることである。質素倹約を奨め、家業に専念させると共に、続出する村法違反に必要な諸経費にあてるため、「時之身上=応シ家別ニ割合出金」させ「三

之助 | の名目で三苗助成の土地を購入し、当番庄屋がその管理運用にあたっ ている。

本節でみてきた村法問題は、すべて藩の裁決という形式をとっており、領 主権は常に頭分三苗側に立っている。前述の如く、頭分制が幕藩体制下の村 落支配を実現し、村落共同体的秩序を維持するものである限り当然であるが, また頭分の財力に依存せざるを得なかった藩財政のあり方によるところが大 であろう。加納藩財政は既に元禄期頃から窮乏をみるに至り、「延享・寛延 年間 (1744-50) 勝手方として領内各地の頭分二〇人に依存し」ており、その うちには、本村の青木源兵衛が加わっていることからも、 藩財政と頭分制と の関連を知ることができるのである。

註 (1) 下佐波村庄屋定之事

一番 彦右衛門 加兵衛

二番 助右衛門 五兵衛

三番 五左衛門 勝 八

右一年ツツ相替候而庄屋仕万事可申付候 庄屋給石両人して三石あるとき 給 弐石合五石惣百姓へ己り付取可申候 差出し不申候者候ハハ此方へ申へく候 急 度申付候而とらせ可申候已上

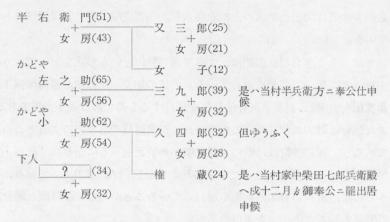
寛永五年

大 助 兵 衛(花押) 辰三月一日 奥 惣右衛門(花押) (「庄屋代々覚1)

(2) 青木家「系図」によれば、「土岐八郎源頼香…天文十三年八月織田信秀濃州攻 ス時秀竜命シテ松原源吾令之討…頼香之一子寿永丸(後号青木小兵衛頼房)厚見 郡佐波郷在古城地住之」となっている。

たお「乍恐奉願上候口上之賞」(天明4年)には、「私先祖者加納君様御家中ニ 而青木孫左衛門と申候而知行弐百五拾石被下置…以後美濃国厚見郡佐波村江引籠 住居…代々村役相勤御領主様ゟ苗字帯刀御免被成下候」とある。「孫左衛門」は 青木家「系図」にはないが、加納藩と密接な関係にあったことは「諸事留帳」等 から明らかである。

- (3) 「宮普請之覚」
- (4) 万治2年「男女御改之帳」(岐阜市日置江青木家文書, 松本平治氏筆写)によ る。「半右衛門」家の場合を例示する。() 内は年令。



- (5) 小河姓の系譜については不明確であるが、「私先祖之儀へ往古佐波村一村之時 ゟ三郷ニ相分レ候迄茂村方鎮守八幡宮拝殿立替…迂宮餅蒔等連綿之取締取斗来候 頭分筆頭筋目之者」と称して、三苗と同格を主張し、安田・則武両姓を「脇百姓」又は「准頭中分之者」と蔑視している(天保3年「乍恐以書付奉申上候口上覚」)。 諸史料より綜合的に判断すると、その先祖は寛永一慶安の頃、美濃国中島郡駒塚より移住した尾州藩家中の者であり、三苗が本村の「草分け百姓」であるのに対し、おくれて来住した郷土的性格を持つものと推定される。
- (6) 「頭分始末口上書」,「脇百姓出入願書写」,「心覚帳」等
- (7) 庄屋助右衛門と「廻り番庄屋」(註(1)参照)の1人「助右衛門」との関係は不明である。「丈七事件」に際し、三苗側は「名字へ無御座…中之者」と領主に訴えているところから、三苗には属していない。享保年中、本村(石高1265石余)は北組(大分方、818石余)・南組(小分方、447石余)にわかれている。その際、助右衛門は南組庄屋で、「私小分方之庄屋=而甚身上之為=不宜…未世迄之ぐ己いぶん=かゝ己り候…何卒高半分ヅツ支配仕候様=」と、北組庄屋青木源兵衛、加納町宿等を介して領主へ歎願し、延享3年2月許可されている。しかし、「古来之通、寺宮もり御高札北組の支配がかり」となっている(「庄屋代々覚」、「心覚帳」、「差上一札之事」)。
- (8) 高桑村組頭甚右衛門は,「古手組頭」で, 代官宮原林右衛門と内緑関係にある。それを喜太夫(小河姓)が「見込甚右衛門をねさせ夫ゟ御代官方へ手を入あつかいを甚右衛門ニ被仰付」れている(「差上申一札之事」)。
- (9) 文政3年「為取替申一札之事」,「添証文之事」,「則武一類之内···三軒之者···組 込候始末書」,文政10年「差出申一札之事」,「済口添証文之事」

- (10) 文政13年「作蔵脇百姓市弥之忰を養子…庇付家作…差当始末日記」,「作蔵一件 書類書抜 1. 天保 2 年「作蔵庄蔵喜太夫一件日記 1. 天保 4 年「磯右衛門(作蔵) 押立門一件手続書|等
- (11) 「御願ひ下書」,「乍恐以書付奉願上候覚」
- (2) 文化14年「頭分三苗為書替」,「青木一統規定調印帳」, 文政6年「親類申合之 条|等
- (13) 文化14年, 脇百姓の「庇付」村法違反に対する三苗割当出金に際し、青木姓の 1 軒は「勝手不如意ニ付一家転住」、他の2軒と小川姓の3軒は「困窮」の理由 で、出金免除となっている。また林姓では、本家と分家関係で屢々紛争を起して いる(「庇取払願入用割付帳」、「乍恐奉願上候口上覚」)。
- (14) 三苗助成の田畑は、文政4年110両で田1反6畝余、同6年231両で田畑2反5 畝余を購入し、明治8年6反7畝25歩となっている(松本平治「前掲論文」)。明 治10年、5 反余の田畑が約280円程で8人に売払われ、「三之助」は解散されて いる (「三之助地所売払書留帳」)。
- (15) 『加納町史』上巻
- (16) 『岐阜県史』 涌史篇近世上

IV 天保期の村方騒動

前述の「作蔵一件」と並行して、天保2 (1831) 年から4年にかけて、「権 之助外脇百姓五人之者小前願主七十八軒之惣代と申立村役人中相手取」り、 大庄屋を介して領主へ歎願に及ぶという村方騒動が起っている。前節でみて きた村法問題の中心は、単発的な頭・脇百姓の対立抗争と絡んで、 寧ろ「村 方制事 | をめぐる頭分相互の主導権争いであったが、この村方騒動は、階層 制を強く意識した多数の脇百姓が結束して、村役人を始めとする頭百姓層に 対抗し、村政改革を強く要求したものであり、これまでの事件(す七事件、作 蔵一件等)とは、明らかに質的差違を持つ画期的事件であったとみなし得る。

先ずその経過の概況からみていこう。この騒動の発端は,天保元年12月免 割の際、頭・脇百姓を含む「高持一同」より、「以来ハウ合百姓相立被下… ・・・・村入用月勘定しされたいと村役人に願い出たことに始まっている。従来本 村では、村方三役のうち百姓代は立てられず、頭分特に三苗の本家筋の者が 庄屋・組頭役に就任し、独占的に村政を支配し、年貢・村入費などの財政を 担当している。おそらくそこに不正が行われ、疑惑を持った村方より「月勘 定立合」を要求したものと思われる。

翌2年正月、頭百姓権之助は「脇百姓江一味同心」し、「脇百姓伝四郎方 江小前之者共大勢客合申談 | している。「假令壹畝歩ニ而も高有之候得ハ入 用ハ打懸しるので、村政への発言権は存在するとして、脇百姓よりの「月勘 定立合」を主張し、村役人の不正を糾弾する「倹約願」を出すべく、「村中 連印致し右連判洩候者ハ村方はち歩致し」、 その後脱落した者からは「渦料 として金膏両宛取立してることを申し合わせている。

当時、村役人側は、「作蔵一件出入差発」に忙殺されていたが、事態の進 展に驚いて、急遽、頭百姓側のみの見解をとり入れ、その代表による「月勘 定立合 | を認め、「倹約筋取締仕法書 | を作製している。他方、「脇百姓斗 ク願ニ | 対しては、「當村先年&庄屋所工脇百姓立合之例へ無之 | として、 「高持頭百姓江も一同相談之上……身柄之高持百姓を願出」るようにと、そ の出願を拒否している。

かくして4月に入り、「権之助外脇百姓五人小前願主七十八軒之惣代」(以 下脇百姓側という)と称し、「村役人共不埒之義」ありと大庄屋へ提訴するに 至っている。

ここで注目すべきことの第一は、筆頭惣代である権之助のみは頭百姓であ り、しかも三苗小川一統に属していることである。小前頭分であった権之助 が村役人――特に当番庄屋であった青木五兵衛,小川新六への反発から、「脇 百姓江一味したものと推察される。

次に、78軒のうちには、頭百姓を含む「坂牧廿三軒」を入れていることで ある。この「坂牧廿三軒」は、自己の陣列にひき入れようとする村役人・脇 百姓側双方の争奪のまととなっている。従来この坂牧には山田・川田の両姓 があり、枝郷坂牧、領毛の村政のみを担当するに過ぎなかったので、全村の

「村方制事」を支配する三苗を始めとする本村頭百姓への対抗意識が強い。特に「作蔵一件」以来,「本村頭百姓と不和」を生じている。彼等は村役人内部の微妙な対立に乗じて権限拡張をねらい,「立合」のみでなく,「月勘定並小入用帳筆写」まで村役人に強く要求している。村役人側は「立合月勘定」は承認するが,「小入用小前江写シ取候と申義者何連之村=も及承不申」とことわっている。こうした事情から,彼等「坂牧廿三軒」は,権之助側と「月勘定立合之儀致同心庄屋所迠相願」っているが,「村役人相手取願書さ差上候一味」にはなっていない。

「重立候頭百姓惣代」20人は,脇百姓側の出願を「村方混雑爲致可申巧」 みであるとし,彼等頭百姓の要求を入れて「倹約仕法書」を作製した村役人 側を支持,大庄屋へ「実意ニ而倹約筋願出」ている。これとは別に,村役人 側は6人の惣代を立て,坂牧を含む全村「頭百姓不殘調印……歎願」すべく 準備を進めている。

領主の要請により、村役人が作製したこの騒動に関する人別、持高調査を整理して示したのが、第11—14表である。この騒動にあたり、村役人側によって土地保有調査が屢々行なわれていることは、当時石高保有の大小が封建的身分差を決定する重要な要因ともみなされ、脇百姓と比較して、頭分土地保有の高さを誇示したものと思われる。第13—14表によれば、頭百姓惣代20人の1人当り15石余に対し、脇百姓側は1人当り3.5石余に過ぎない。5石以上層は惣代6人を含め11人であり、他は零細な貧農乃至無高層である。この村方騒動は、経済的に上昇した中農層を先頭とする多数の半プロ的貧農・小作層である脇百姓が、村役人の不正をついて、地主的頭百姓層に反撃を試みたものであるとみることができる。

次に、脇百姓側の歎願内容を具体的に検討しておきたい。彼等の「願書」 は見当らないので、領主へ差出すために村役人側で調製した「村方出入始末 書」等により、村役人側の見解もあわせてみていくこととする。

(1) 脇百姓よりの「月勘定立合」をおくと共に、臨時入組等の諸費用は

第11表 天保2年下佐波村人別調査

1	村 役 人		10軒
2	村役人相手どり出願の脇百姓		41
3	「倹約願」の頭百姓惣代		(20)
4	別に出願,惣代6人の頭百姓		47
5	2 · 4 出願不参加者		24
6	同上坂牧分		25
	惣 家 数		147
	2 3 4 5	1 村 役 人 2 村役人相手どり出願の脇百姓 3 「倹約願」の頭百姓惣代 4 別に出願,惣代6人の頭百姓 5 2・4出願不参加者 6 同上坂牧分 惣 家 数	 2 村役人相手どり出願の脇百姓 3 「倹約願」の頭百姓惣代 4 別に出願,惣代6人の頭百姓 5 2・4出願不参加者 6 同上坂牧分

(1) 3の頭百姓惣代20軒は、4・6に含まれているので、惣家数からは除かれている。

(2) 頭分76軒, 准頭2軒, 脇分69軒

(3) 北組80軒, 南組67軒

第12表 下佐波村村役人土地保有面積

役	職	名	前	別称その他	文政12年	慶応元年
庄	屋	青木	五兵衛	源兵衛	10.014	反 1.608
	"	小川	新六	新左衛門	31,216	9.513
	"	山田	茂兵衛		33.721	_
	"	小川	権十郎		67.128	63.001
"	見習		五左衛門	(山田)茂兵衛相続人	3.614	97.526
組	頭		源十郎	(青木)八右衛門	7.116	13.007
	"		孫兵衛	(田山)	12.709	10.529
	"		甚左衛門	(小川)	2.817	1.011
	"		牧左衛門	(林) 六左衛門	3.510	2.304
	"		猪兵衛	(則武)	11.022	1.527
	"		広十郎	(小川)嘉兵衛	8.514	7.318
(老	参考)	青木	久兵衛	久八	15.904	83.108

(1) 立入大庄屋 堀江藤兵衛 (中鶉村) 浅野助右衛門(鳥屋村)

(2) 青木五兵衛 天保4年退役,入牢,病気,同7年死亡

(3) 小川 新六 " 1

(4) 青木久兵衛 天保5年五兵衛に代り庄屋役就任

下佐波村脇百姓の内願主持高その他 第13表

名		前	天保2年保有石高	寅年貢未納 (天保元年) 収納米拒否 (×印)	名 前	天保2年保有石高	寅年貢未納(天保元年)
惣代	権之	助	石 12.4046	石 15.0119	作十郎	石 3.7465	
"	伝 四	郎	12.6379	×	市郎右衛門	0.491	
"	次郎右征	新門	7.989	×	甚 内	7.9337	
"	作右律	,門	9.7492	×馬持,附 払不仕	久 内	1.868	
"	祐	助	10.0995	X	又八後家	0.9761	
"	秋三	郎	9.2431	×	元 助	3.4043	
	忠 治	郎	0.284	(0.9287 ×	勘之助	5.769	
	長 之	助	3.4285	×	作 蔵	0.7833	
	市	弥	3.8588	×馬持,附 払不仕	源 蔵	0.272	
	善	吉	1.408	× 11 11	源八	0.24	
	佐 平	治	8.368	× 11 11	幸右衛門	0.4238	
	助左衛	門	2.805	×	勘右衛門	0	
	柳右衛	門	0.589	×	吉蔵後家	0	
	長	七	3.9925	×	安左衛門	5.5215	
	其	平	1.9284	×	総 計(41人)	144.7589	
	長 太	郎	10.5692	×	10 110 170	Line Street	
	由	助	1.1177	×	1 人当持高	3.5307	
	庄 九	郎	3.3238	×		(文政12年) 保有面積)	
	千 代	蔵	2.7811	×			石
	金	助	4.9695	×	三四郎	反 1.215	1.9428
	新	蔵	1.3567	×	弥 兵 衛	?	1.25
	与兵衛包	後家	1.7542	×	善右衛門	0.215	0.513
	清 五	郎	0.6405	×	和 助	?	4.102
	伝右衛	門	3.1183	×	祐 蔵	?	0.8354
	此	吉	0.1713	×	忠七	0.9285	0.41
	幾	蔵	0.1983	×	数右衛門	0.518	0.454
	其右衛	門	1.295		喜太夫	7.318	1.3992

(註) 脇百姓の歎願に後から友蔵、弥平治、嘉吉の3人が参加、うち友蔵は2ヵ月後脱落し ている。この表には載せていない。

第14表 天保2年「倹約願」頭百姓惣代持高

政	之	丞	石 18.3802	徳 蔵	石 12.4642
宅	之	丞	6.5067	△七左衛門	19.9837
惣	\equiv	郎	11.2961	△彦 四 郎	43.9327
菊		蔵	9.7231	△円右衛門	31.1066
太	四	郎	7.9091	△宅 蔵	14.8354
喜	代	蔵	7.0673	△武 兵 衛	24.2236
助	右衛	門	8.455	△定右衛門	7.5439
林		六	27.2012	△祐右衛門	4.9362
政	右衛	門	4.4887	△源 吉	12.2839
源		内	15.8892	計	301.252
林	右衛	門	13.0251	1人当持高	15.0626

△印は坂牧分

談善処したいと述べている。

「當人懸」りとし、村方 道橋普請は「家儀役」 とすることを要求して いる。村役人側は、前 述の如く、頭百姓によ る「立合」は認めるが 脇百姓よりのそれは先 例がないとして拒否し ている。また「家儀役」 は「下百姓共之難澁」 となるので、村中で熟

第15表 青木五兵衛借用金返済内容(天保元年)

貸	金	主	借金	返済内	容	備考
A	717		11 717	土 地	金	(世話人)
○治.	郎右	衛門	3.両	上畑 1. 21	両	甚左衛門 父源兵衛代 6 預り居候
〇伝	四	郎	3.	上田 1.10	1.	権十郎
0千	代	蔵	3.	上田 2.		甚左衛門 同 上
〇長		七	1.		1.	相対相渡シ難渋之者ニ付皆金相渡申候
〇与	兵	衛	2.	田地 1.08	1.	権十郎
小		計	12.	6. 09	3.	
勘	之	助	3.3	上畑 1. 275		
藤		蔵	2.		1.1.2	504.0
豊		蔵	8.	田地(7両2分)	2.	
吉	右往	新門	2.	上田 1.10		
民	右征	新門	4.		2.1.2	五兵衛親類之者
茂	兵	衛	50.	田地(凡25両分)		ク 父源兵衛代 を借用之分
円宅	右征	暂門)	10.		5.	"
総		計	91.3	渡し金 〆	凡55両	差引36両3分程勘弁

○印は脇百姓側願主

(2) 庄屋青木五兵衛は、「先納金六拾両程引負……村方江多分之損荷相懸」けており、また現在「無高」であるから、庄屋役勤務の資格なしとしてその退役を迫っている。村役人側の説明によれば、「先納金」ではなくて、親源兵衛代より借金が嵩み、「近年凶作打続追々及大借……去寅(天保元)年身上切替」えを、第15表に示す如く行ない、「村役人一同之世話ニ而納得済方」をしている。また「無高」ということについては、以前は「相応ニ御高所持」していたが、「身上方切替ニ而小高ニ」なっている。しかし近村の五兵衛親類が当村に4~50石所持しており、すべて「五兵衛作廻ニ而同人控田地同様ニ致皆々村方江控置申候別而願主之者共之内江も多分作仕」っている状能であると述べている。

この「身上切替」に関し、天保5年五兵衛は次の如く述べ、領主に歎願している。「今般所持之田畑ハ不及申上居宅幷添家志ニ至迠不殘売拂候処多分引足リ不申 依之親類縁者共よ夫々助成致呉候得共是以都合仕不申……漸当村新十郎方添家を借宅仕居候程之必至極難……御公物を始御講拝借金其外在役中御先納加リ入金幷相対借用之米金志返済訳立難」いとし、「先達而米金取替置」いた村内外の7人の者(中佐波村3人、下佐波村4人)に皆済させることにより、「私身分加何様共村方ニ永住仕候様」と歎願に及んでいる。

かくの如く激しく没落しながら、依然として権威の座にあった筆頭頭分庄 屋が、村政に不正をはたらいたであろうことは十分推測されよう。したがっ て村役人の中でも、この没落庄屋が脇百姓一同の最大の攻撃目標とされたこ とは当然であると思われる。

(3) 「常右衛門親子」(庄屋小川新六・新左衛門を指す)は、五兵衛の「身上切替」を「頭取相企」て、「一己之了管を以」て村政の独占をたくらんでいるとして追及し、庄屋小川新六の退役を願い出ている。村役人側は、五兵衛の身上切替については、村役人始め親類一同が相談し、「実意を以相頼納得之上事済」みとなっており、また村政はすべて「庄屋組頭一同評義之上諸向取斗」らっていると述べている。

- (4) 組頭牧左衛門は、「内職ニ小商仕鵜船壹艘」を持ち、桑名辺までも出かけて「長逗留」することもあり、その職責を果たさず、村方に難儀をかけているから、退役すべきであると主張している。村役人側は、「同役仲間中相頼合御用向御差支ニ相成不申候様取斗…勿論小前難澁ニ相成義ハ少茂無」いと申立てている。
- (5) その他、天保元年9月、「花火揚」げをした際、穂積村との間に「入組」を起していること、同年10月、冥加講会所で催した村役人酒宴の「酒代村入用ニ致」したこと、同年12月、高桑村、佐波3カ村、日置江村「立合大江川浚入用割」が高過ぎること、「五六文之杭木あ五匁十匁ニ而村方江入」れていること、……等々をあげ、これ等はすべて村役人の責任であるとして追及している。

以上は脇百姓側の歎願内容をみてきたのであるが、しかし特に注目すべき ことは、この騒動が、村政改革の歎願から年貢不納同盟の形をとって闘われ、 直接、領主権に対峙し、累を及ぼす方向をうち出したことである。

脇百姓達が共同戦線を張って、村役人を窮地に陥れんとする方策であったと みることができる。この年貢不納の闘争は、天保3年に至るまで、激しく執 拗に繰返えされている。

かかる事態に、領主側が如何に対処したかをみておこう。天保2年10月、「近来都而村々入組出来願出候=付……御代官様御役所江御領分村々壹人ツ、御呼出……御奉書」を下付していることから、当時こうした騒動は、本村に限らず、かなり普遍化していたとみなされる。この「御奉書」で領主側は「近来村方差揉候=付愚昧之百姓共申語ひ或者小前一統杯と申願出……徒党ケ間敷儀者公儀御制禁之事……善悪邪正=不拘願書取揚」げない。多人数申し合わせ「強訴」に及ぶときは、厳重に詮議し、「頭取候者咎申付」けると述べている。即ち頻発する村方騒動の対処に窮した領主側は、結束した脇百姓達の訴願を受けつけず、できる限り村方において処理させようとしているのである。

この村方騒動の結果,従来庄屋組頭のみで行なっていた「諸入用月勘定」に「立合百姓」がおかれている。村役人側では,庄屋青木五兵衛,同小川新六は退役となり(第12表参照),特に脇百姓側による村役人排斥の最大の目標とされた五兵衛は,「村方公事ニ依り入牢……病気重患……下宿村預」となり,天保7年死亡している。この五兵衛に代って,その分家筋の青木久兵衛が庄屋役に就任し,幕末に及んでいる。

脇百姓側については、彼等が要求した脇百姓よりの「立合百姓」は認められていない。筆頭惣代となった権之助は「親類義絶頭分列外」とされたが、 天保4年12月には「村方入組茂事済ニ相成……義絶御願下仕親類差加へ」られている。年貢不納同盟による根強い抵抗は、庄屋が年貢をとり纒め納入していた慣例を一時的に拒否することには成功したが、究極的には領主権の前に屈服し、脇百姓側の望む立入大庄屋の世話で納入している。

前述の「御奉書」でも「徒党ケ間敷儀」を禁じ、その主謀者は厳罰に処す と申し渡しており、代官自身「御年貢之義御太切之義ニ候へハ如何躰之御咎

も難斗」いとしているにも拘らず、脇百姓側に特別な処罰はしていない。こ のことは、経済的にも極めて弱体化していた領主権が、結束して立ち上った 脇百姓側にかなり妥協し譲歩せざるを得なかったからではなかろうか。それ は「下佐波村出入之義ハ脇百姓十六軒程之者庇差免一札爲差入夫々趣意金さ も爲出納得」させようとした領主側の態度にも窺われる。従来脇百姓の「庇 付家作」は、「村法」違反の名の下にすべて撤去されたことは前節でみたと ころである。封建村落支配の支柱として領主自らが認めてきた村法に、あえ て違反してまで、脇百姓からの献金にさえも依存せざるを得なくなった藩財 政の窮迫ぶりを知ることができるであろう。

第16表 下佐波村脇百姓家作

年 代	脇百姓名, 年土地保有	慶応元	内 容	許否	出金	備	考		
天保9年	平左衛門	?	板葺庇	否					
	友 蔵	反 15.610	囲込瓦庇	許	両 25	中佐波村	川瀬倉治郎世話		
安政2年	久 助	9.902	"	"	"	(上佐波村	吉村七郎右ェ門 /		
	祐左衛門	2.528	"	"	"	中佐波村	川瀬一九郎〃		
10.1	祐 助	2.727	"	"	"	"	" "		
AN EL TO	友 蔵	15,610	(薄天井, 石垣	11	15				
	作十郎	9.902	土瓦庇	11	15	村方頭分類	忽代の世話により		
	長太郎	7.700	"	"	"	計 225両名	225両領主へ献金		
	権 蔵	5.615	"	11	"	11 19 194 1104			
	清五郎	1.615	"	"	"				
	弥平治	0.910	"	"	"				
	長之助	3.902	"	11	"				
元治元年	元 助	5.709	"	"	"	TO MARK VI			
	吉右衛門	9.118	"	11	"	证人代替			
	勘之助	7.801	"	11	"	K TEMP			
	長四郎	4.409	"	"	"				
le Cillin	善四郎	0.402	"	"	"				
	金 助	3.310	"	11	"				
	仁左衛門	4.115	"	11	"				
	兵 蔵	2.723	"	"	"				

「免許差入一札写」,「差入申一札之事」等による。

第16表にみる如く、天保期村方騒動以後、「平左衛門庇一件」を唯一の例 外として、脇百姓の「庇付家作」は、すべて出金することで許可されてい る。特に元治元年には、領主の要請に基づき、村方頭分惣代が脇百姓の「家 作願之有無」を調査し、15人に薄天井、石垣、土瓦庇家作を許可し、計 225 両を領主へ献金させている。土地保有面積5反以上層が7人おり、なかでも 安政一元治期に40両を出金して、庇、薄天井、石垣を免許された友蔵(文政 12年, 4 反余) は, 1 町 5 反余の土地保有者であり, それは脇百姓の富農化と みることができる。この時期、財政窮乏の領主への献金による「脇百姓の身 上リーは、加納藩のみに限らず、広く美濃各地においてみられるところであ り、そのことは、この段階において、たとえ頭分制がなお温存されていたと しても、従来のそれとは質的に変化したものとみなし得よう。

以上、本節でみてきた天保期の村方騒動は、経済的に上昇した中農脇百姓 を指導者とし、身分的階層意識にめざめた多数の半プロ的貧農、小作人であ る脇百姓が結束し、地主的頭百姓層を代表する村役人の不正を追及して村政 改革に立ち上ったのであり、年貢不納同盟という形態をとって闘われたこと は、頭百姓層と結ぶ領主権とも対峙する方向を持つものであった。この騒動 の結果, 2人の庄屋は退役となり, 村政への「立合百姓」は認められ, 脇百 姓層は、従来頭分のみに許されていた「庇付家作」等の特権を獲得するよう になり、幕藩体制下の封建村落支配の中核として存続してきた頭分制は、大 きく変質・形骸化を余儀なくされるに至ったのである。かくして本村の天保 期における村方騒動は、幕藩体制解体過程における一つのエポックとして、 幕藩制的村落支配を解体させ、権力打倒を指向する方向を持っていたと把握 し得るであろう。

- 註(1) 天保2年「村方出入始末口上書」,「村方出入始末書」,「覚」,「乍恐以書付御届 奉申上候覚」, 天保2~4年「諸事日記帳」等
 - (2) 「作蔵一件」で「頭分列外」とされた小河姓作蔵,喜太夫,庄蔵のうち,作蔵 のみがこの提訴に参加している。
 - (3) 庄屋4人の内、脇百姓側より「第一目差」として最も攻撃されたのは青木五兵

124 近世農村における身分的階層制と村方騒動

衛,小川新六である。この両人に対し、山田茂兵衛は坂牧一統であり、小川権十郎は、権之助の本家筋で彼に同情的であり、また「坂牧廿三軒」の「小入用帳筆写」の要求を一時的ではあるが(天保元年冬)、承認している。

- (4) 天保5年「御願口上書」
- (5) 天保3年「村役人規定之覚」
- (6) 天保7年「諸願書幷村送留帳」,「御見分書」,青木家「系図」
- (7) 青木久兵衛の先祖は、同上「系図」によると、8代目源兵衛の弟助四郎が、叔 父久八郎(7代源兵衛の弟)の養子となることから始まっているので、青木家一 統では分家筋にあたり、化政期頃より組頭役に就任している。
- (8) 『岐阜県史』通史篇近世上